

(経済産業省と同時公表)

平成28年1月28日

消費生活用製品の新規リコール情報（ノートパソコン用バッテリーパック）の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、株式会社東芝が輸入したノートパソコン用バッテリーパックのリコール情報（無償製品交換）を以下のとおり公表します。

株式会社東芝が輸入したノートパソコン用バッテリーパックについて、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故情報は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故の報告を受け、製品起因が疑われる事故として公表していたものです（別紙参照）。

同社は、事故の再発防止を図るため、本日から対象製品（下記③）について、無償で製品交換を実施します。

対象製品を保有していないか御確認ください。対象製品をお持ちの方は、直ちにノートパソコン本体から対象バッテリーパックを取り外し、速やかに同社に御連絡ください。

○株式会社東芝が輸入したノートパソコン用バッテリーパックについて

①事故事象について

株式会社東芝が輸入したノートパソコン用バッテリーパックについて、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、対象製品のバッテリーパックの製造上の不具合により、バッテリーセルが異常発熱し、出火に至ったものと考えられます。

対象製品について、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けた重大製品事故は、2件です（管理番号A201500378及びA201500450：いずれも「ノートパソコン」として公表しています。）。

なお、これらの事故は、いずれも人的被害には至っておりません。

②再発防止策について

株式会社東芝は、事故の再発防止を図るため、本日（1月28日）、同社ウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、明日（1月29日）、新聞社告を行い、対象バッテリーパックについて無償で製品交換を実施します。

③対象製品：製品名、製造期間、対象個数

製品名：ノートパソコン用バッテリーパック

株式会社東芝が販売したノートパソコンの一部の機種に同梱したバッテリーパック及びオプション・サービス用に販売したバッテリーパックのうち、2011年6月から2014年6月に製造されたもの。

製造期間：2011年6月～2014年6月

対象個数：95,811個

<対象製品の確認方法>

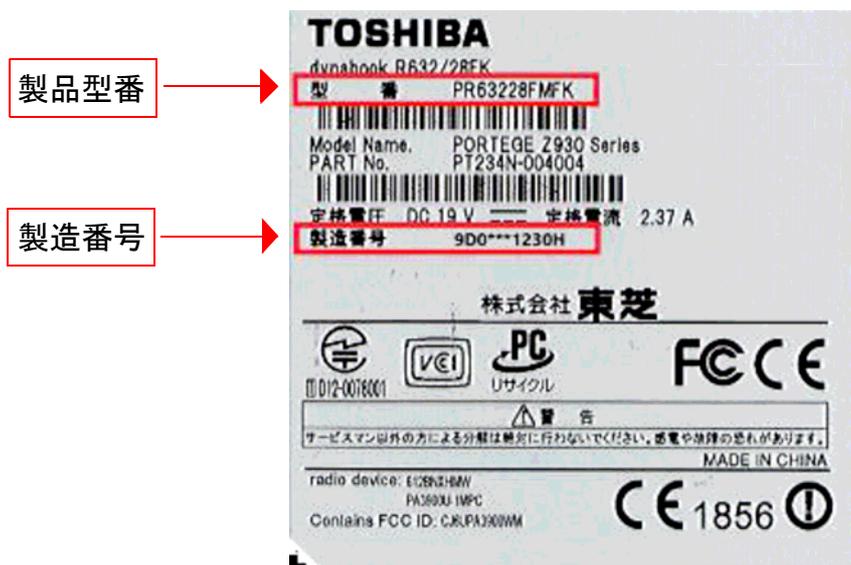
お持ちのノートパソコンのバッテリーパックが対象製品かどうか、以下の(ア)及び(イ)を御確認の上、事業者のウェブサイトで確認いただくか、事業者の問合せ先に御連絡ください。

(ア)パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」

(イ)バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」

(ア)パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」の確認方法

パソコン本体の裏面に貼付のシールから「製品型番」と「製造番号」を御確認ください。



(イ)バッテリーパックの「バッテリー部品番号」と「バッテリーシリアル番号」の確認方法

- ・パソコンの電源を切り、バッテリーパックを外してください。
- ・以下のラベル位置を参考に、「バッテリー部品番号」と「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。
- ・「バッテリー部品番号」と「バッテリーシリアル番号」は、1枚のラベルに記載されている場合と、2枚のラベルに分けて記載されている場合があります。

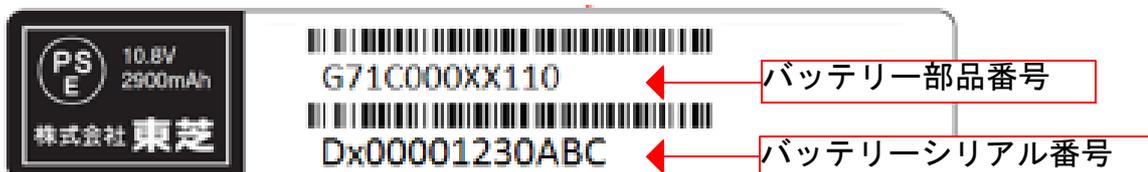
(ラベル位置)



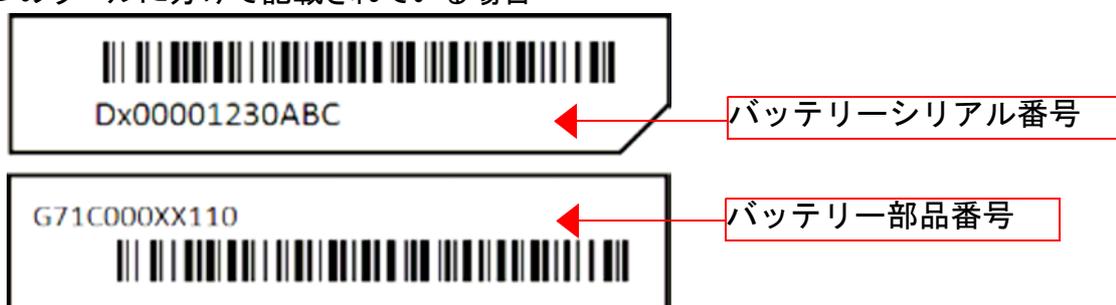
バッテリーパックに貼付されているラベルから、「G71C」で始まる「バッテリー部品番号」と、1桁あるいは2桁のアルファベットで始まり、最後の3桁がアルファベットの「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。

ラベル例:

●1つのラベルに記載されている場合



●2つのラベルに分けて記載されている場合



④事業者の対応

対象製品について、無償でバッテリーパックの交換及び回収を実施します。

⑤事業者の告知

ウェブサイトへの情報掲載 2016年1月28日(木)
販売店等への協力要請 2016年1月28日(木)以降順次
新聞社告 2016年1月29日(金)

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにバッテリーパックをノートパソコンから取り外し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください(2016年1月28日から受付を開始。)

【問合せ先】

株式会社東芝 dynabook バッテリーパック交換窓口

電話番号：0120-444-842 ※フリーダイヤル(携帯電話・PHSからも利用できます。)

受付時間：9時～21時(土・日・祝日を含む毎日)(2016年2月27日まで)
9時～19時(土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。)
(2016年2月28日以降)

ウェブサイト：<http://dynabook.com/pcs/info/20160128.html>

※上記ウェブサイトからも製品交換の申込みが可能です。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当 : 木原、清重

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当 : 下出、岸田

電 話 : 03-3501-1707 (直通)

F A X : 03-3501-2805

■当該リコールに係る消費生活用製品の重大製品事故

別紙

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500378	平成27年8月30日	平成27年9月7日	ノートパソコン	dynabook B452/22FB	株式会社東芝 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	平成27年9月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成28年1月28日からリコールを実施
A201500450	平成27年10月16日	平成27年10月22日	ノートパソコン	dynabook R731/36B	株式会社東芝 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	熊本県	平成27年10月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成28年1月28日からリコールを実施